

## 議案第 86 号

北名古屋市下水道条例の一部を改正する条例について

北名古屋市下水道条例（平成 19 年北名古屋市条例第 27 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 24 年 12 月 3 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、排水設備指定工事店及び排水設備工事責任技術者の更新制度を見直し、適正化を図るとともに、下水道使用料の督促及び滞納処分に関する規定を設け、徴収の公平化及び適正化を図るため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市下水道条例の一部を改正する条例

北名古屋市下水道条例（平成19年北名古屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第29条」を「第31条」に、「第30条―第36条」を「第32条―第38条」に、「第37条・第38条」を「第39条・第40条」に改める。

第6条の見出しを「（排水設備指定工事店の指定）」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から起算して、4年経過後の最初に到達する3月31日までとする。
- 3 前項の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならない。

第10条第2項中「5年とする」を「第13条に規定する責任技術者認定試験に合格した日又は愛知県下水道協会の実施する更新講習を受講した日から起算して5年経過後の最初に到達する3月31日までとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを1年間に限り延長することができる。

第10条第3項中「登録の更新をしなければならない」を「有効期間満了までに登録の更新を受けなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の登録の更新の有効期間は、愛知県下水道協会の実施する更新講習を受講した日から起算して5年経過後の最初に到達する3月31日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを1年間に限り延長することができる。

第38条を第40条とする。

第37条第1項第3号中「第29条」を「第31条」に改め、同項第5号中「第28条」を「第30条」に改め、同項第6号中「第30条」を「第32条」に、「第32条第1項」を「第34条第1項」に改め、同項

第7号中「第33条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項第8号中「第30条」を「第32条」に、「第32条第1項」を「第34条第1項」に、「第28条」を「第30条」に改め、同条を第39条とする。

第36条を第38条とし、第35条を第37条とする。

第34条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定工事店の指定の更新 1件につき10,000円

第34条第1項に次の1号を加え、同条を第36条とする。

(4) 責任技術者の登録の更新 1件につき2,000円

第33条を第35条とし、第28条から第32条までを2条ずつ繰り下げ、第27条の次に次の2条を加える。

(督促及び滞納処分)

第28条 市長は、第26条に規定する使用料を納期限までに納付しない者があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の規定による督促を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による督促を受けた者が督促状に指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方自治法第231条の3第3項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）の滞納処分の例により使用料を徴収するものとする。

(事務の委任)

第29条 市長は、前条に規定する滞納処分に関する事務を、使用料の徴収に関する事務に従事する職員に委任する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北名古屋市下水道条例第6条の規定による指定を受けている者の指定工事店としての有効期間は、改正後の北名古屋市下水道条例第6条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。